

# 適切な労務管理のお願い ～ 各種助成金等のご案内 ～

- 昨今の経済情勢や新型コロナウイルスの影響による経営環境の変化の中で、やむを得ず労働条件の変更や雇用調整を検討する企業も見られます。
- しかし、例え経営状況が悪化した場合であっても、労働者の合意や、合理的な理由のない労働条件の変更等（特に不利益変更や雇用調整）を行うことは、労使間の紛争の原因となるため、事業主には必ず守らなければならないルールがあります。  
法令や労使間で定めたルールを遵守することはもちろんのこと、変更等が必要であるか否かを含め、事前によく話し合い、お互いの信頼関係や尊厳を損ねることのないよう、正しい手順で十分に検討しなければなりません。
- 労働者に休業を命じる場合は、労働基準法に基づき休業手当の支払いが必要です（※1）。年次有給休暇とする場合は、労働者からの申し出または合意が必要です。  
一方的に、①勤務シフト変えて所定労働日を減らすこと、②基本給や手当の額を引き下げること、③会社都合の休業を命じる代わりに年次有給休暇を充てること、④社内制度において、もともと特別の有給休暇としていたものを年次有給休暇に変更すること、⑤雇用契約を解除することなどは、不適切な労務管理となります。
- 令和3年10月1日から栃木県最低賃金が882円に改定されます。コロナ禍により大変厳しい現状ではありますが、鹿沼市の経済活性化のため、中小企業をはじめとするすべての事業主の皆様には、助成金の活用等により、引き続き適切な労務管理（※2）を行っていただき、鹿沼市の底力を発揮していただきますようお願いいたします。

※1 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html)



※2 適切な労務管理のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/roumukanrinopointo\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/roumukanrinopointo_1.pdf)



◎各種助成金等のご案内は次のページ



## 新型コロナウイルス関係

- 今月のおすすめ情報（栃木労働局HP）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00411.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00411.html)



## 最低賃金引き上げ関係

- **業務改善助成金**

※「最低賃金の引き上げ」＋「生産性の向上（機械・設備・システム等の導入）」  
→ 生産性の向上のためにかかった費用の一部について、引上額及び対象労働者数に応じ最大600万円の範囲で助成。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)



## 新型コロナウイルス関係

- 感染症情報（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)



**雇用調整助成金** ※最低賃金の引き上げにより支給要件緩和

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



くらしや仕事の情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html>



## 高齢労働者の労働災害防止

- **エイジフレンドリー補助金**（厚生労働省HP）

※転倒災害防止や感染症対策についても対象となる場合があります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



## (独)労働者健康安全機構ホームページ

- **産業保健関係助成金** ※労働者の健康保持増進計画の策定など

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



- 栃木産業保健総合支援センター ※県内の窓口

<http://www.tochigis.johas.go.jp/>



鹿沼労働基準監督署

〒322-0063 鹿沼市戸張町2365-5

電話 0289-64-3215

栃木労働局「今月(9月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 最低賃金の引き上げを予定！ ～ 皆さまの取組を支援します ～

令和3年10月1日から、栃木県最低賃金(時間額)を  
現行の854円から28円引き上げ **882円** に改定します(予定)

必ずチェック 最低賃金！使用者も労働者も  
(最低賃金は労務者の権利を十分に確保する等により厳格に守られなければならない)

◆ 業務改善助成金 ～8月1日から要件が拡充!!～

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合、費用の一部を助成します。

- ・ 引き上げ額20円、30円、60円、90円のコースに加え、**45円コースが新設**。使い勝手が向上。
- ・ **年度内の複数回(2回まで)申請が可能に**。年度前半に助成金を活用し賃上げをした後、最低賃金引き上げが行われた場合に対応。

※ 特に業況の厳しい事業主(前年又は前々年比で売上等が**30%減**)への特例

- ・ 賃金引き上げ労働者数1人、2人～3人、4～6人、7～9人のメニューに加え、**10人以上のメニューを新設**。助成上限額が**450万円⇒600万円にUP**。
- ・ **定員11人以上の自動車や貨物自動車、新規導入のパソコン等が対象に**。

<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyoyou/03.html)



◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 (休業等による雇用維持)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

1 最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和

業況特例・地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げた場合

- ① 令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業
- ② 休業規模要件 (1/40以上) を適用しない

2 特例期間の延長

令和3年9月末までであった特例期間が**令和3年11月末まで延長**

※助成率、上限額の変更はなし

※12月以降の取扱いについては、10月中旬にお知らせします。

3 歩合給がある場合の助成金算定方法の変更

- ① 給与に歩合給(出来高払)制が含まれる場合に対象
- ② 令和3年9月1日以降の休業より算定する方法が変更

※上記以外にも一定の要件等がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください

◆ 助成金に関するお問い合わせは、各八ローワーク又は職業対策課分室へ

各八ローワーク: <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室: [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)



## ② 死亡労働災害の撲滅に向けてのお願い

令和3年において、栃木労働局管内の労働災害による死亡者数が過去5年間で最多の10人となっており、昨年一年間で発生した9人を超える**非常事態**となっております。感染症予防対策の強化と共に、あってはならない死亡労働災害の撲滅にご協力願います。

## ③ 第72回全国労働衛生週間(本週間10月1日～7日、準備月間9月1日～30日) ～ スローガン「向き合おう！こころとからだの健康管理」～

昭和25年から、「**全国労働衛生週間**」を設定し、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を推進するため、実施要綱に基づく取組を展開しています。

<資料：実施要綱等> <https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>



各労働基準監督署にお問い合わせください。 <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/kantoku/list.html>

## ④ 求職者・求人者マイページがさらに便利になります！(令和3年9月21日から)

◆求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで紹介が受けられる
- ・マイページから直接応募できる

※求人者マイページを開設した事業所に限られる機能もあります。  
※すべての機能を利用するにはハローワークの求職登録が必要です。



◆求人者マイページは、求人の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

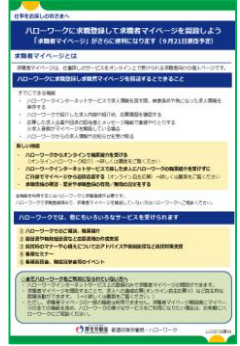
新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで職業紹介を受けられる
- ・マイページ上で応募者の志望動機や応募書類を確認できる

※求職者マイページを開設している方に限られる機能もあります。



◆求職者・求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。スマートフォンからも利用可能です。



## ⑤ 同一労働同一賃金の取組調査にご協力ください！(9月1日～9月30日)

【県内企業の皆さまへ】

○9月に「同一労働同一賃金の取組状況についてアンケート」を実施します。無記名のWeb調査です。ぜひ調査へのご協力、ご回答をお願いします。

<調査サイト>

<https://www14.cyber.nrc.co.jp/gtw/tochigi20210803/>



○本調査結果をもとに「正社員とパートタイム・有期雇用労働者との待遇の見直し」について、**事業主の皆さまへの支援を充実**してまいります。

○本調査を通じて、自社の取組に不足を感じたり、取組を進めていきたいとお考えの皆さま、**電話相談、個別訪問等により各種ツール(手順書、助成金等)の活用について支援**いたします。まずはご連絡ください。

- ・栃木労働局雇用環境・均等室 ☎ 028-633-2795
- ・栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800-800-8100



令和3年8月から

# 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出  
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施



労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。  
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後



役員

さらなる工夫  
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容  
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果  
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ  
インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後



代表者

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容  
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果  
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ  
インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

# 令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。  
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の  
申請が可能

③ 上限加算の対象人数  
を10人まで拡大

## 対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

## 支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること  
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場  
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

## 助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

## 助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。  
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象  
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

## 各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
<b>45円コース (45円以上引き上げ)</b>	45万円	70万円	100万円	150万円	<b>180万円</b>
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

## 活用事例

### 助成対象の例

#### 設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

#### コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

#### その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



## 手続きの流れ



## 申請期限

令和4年1月31日

### i 【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30～17:15)

【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています



# 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用になります。

## 助成率及び日額上限額の引き上げについて

判定基礎期間の初日が令和3年4月30日以前の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2/3 ⇒ <b>4/5</b>	3/4 ⇒ <b>10/10</b>	15,000円

※中小企業については、本特例にかかわらず、助成率4/5(解雇等がない場合は10/10)、日額上限額15,000円が適用されます。

判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）	日額上限額
大企業	2/3 ⇒ <b>4/5</b>	3/4 ⇒ <b>10/10</b>	13,500円 ⇒ <b>15,000円</b>
中小企業	4/5	9/10 ⇒ <b>10/10</b>	13,500円 ⇒ <b>15,000円</b>

## 特例の対象となる区域及び期間

詳細は別紙をご参照ください。

## 対象となる休業等

特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

※施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者に雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含まれます。

## ご留意事項

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030903企01

## 特例の対象となる区域及び期間

(令和3年8月27日時点)

緊急事態措置を実施すべき区域	特例の対象となる期間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	令和3年1月8日～4月30日
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	令和3年1月13日～3月31日
東京都、京都府、大阪府、兵庫県	令和3年4月25日～7月31日
愛知県、福岡県	令和3年5月12日～7月31日
北海道、岡山県、広島県	令和3年5月16日～7月31日
沖縄県	令和3年5月23日～9月30日(※)
東京都	令和3年7月12日～9月30日(※)
埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府	令和3年8月2日～9月30日(※)
茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県	令和3年8月20日～9月30日(※)
北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県	令和3年8月27日～9月30日(※)

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
北海道	札幌市	令和3年5月9日～6月30日
	札幌市	令和3年6月21日～8月31日
	札幌市	令和3年8月2日～9月30日
	小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	令和3年8月14日～9月30日
	旭川市	令和3年8月20日～9月30日
宮城県	仙台市	令和3年4月5日～6月30日
	仙台市	令和3年8月20日～9月30日
福島県	いわき市	令和3年8月8日～9月30日(※)
	郡山市	令和3年8月23日～9月30日(※)
	福島市	令和3年8月26日～9月30日(※)
茨城県	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、板東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、東海村、美浦村、阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町	令和3年8月8日～9月30日
	日立市、大洗町、城里町、大子町、河内町	令和3年8月15日～9月30日
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町	令和3年8月8日～9月30日
	茂木町	令和3年8月16日～9月30日
	那珂川町	令和3年8月19日～9月30日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	令和3年5月16日～7月31日
	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	令和3年8月8日～9月30日
埼玉県	さいたま市、川口市	令和3年4月20日～9月30日
	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年4月28日～7月31日
	川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町	令和3年7月20日～9月30日
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、浦安市	令和3年4月20日～9月30日
	柏市	令和3年4月20日～7月31日
	柏市	令和3年7月12日～9月30日
	千葉市、習志野市	令和3年4月28日～9月30日
	野田市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	令和3年4月28日～7月31日
	市原市	令和3年6月21日～9月30日
	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	令和3年6月21日～8月31日
	成田市	令和3年7月2日～9月30日
	八千代市、鎌ヶ谷市	令和3年7月19日～9月30日
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～5月31日
	23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町	令和3年6月21日～8月31日
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	令和3年4月20日～9月30日
	厚木市	令和3年4月28日～9月30日
	座間市	令和3年4月28日～8月31日
	鎌倉市、大和市、海老名市、綾瀬市	令和3年4月28日～7月31日
	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	令和3年5月12日～7月31日
	小田原市	令和3年6月1日～8月31日
	平塚市、秦野市	令和3年6月1日～7月31日
	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	令和3年7月22日～9月30日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
富山県	富山市	令和3年8月20日～9月30日(※)
石川県	金沢市	令和3年5月16日～7月31日
	金沢市	令和3年8月2日～9月30日(※)
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、山中湖村、富士河口湖町	令和3年8月20日～9月30日(※)
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町	令和3年5月9日～7月31日
	高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町	令和3年5月16日～7月31日
	八百津町	令和3年6月5日～7月31日
	岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町	令和3年8月20日～9月30日
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町	令和3年8月8日～9月30日
	磐田市、焼津市、藤枝市	令和3年8月15日～9月30日
	島田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町	令和3年8月18日～9月30日
愛知県	名古屋市	令和3年4月20日～6月30日
	名古屋市、豊橋市、小牧市	令和3年6月21日～8月31日
	岡崎市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、高浜市、清須市、豊山町、大口町、大治町	令和3年6月21日～8月31日
	蒲郡市	令和3年7月3日～8月31日
	名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町	令和3年8月8日～9月30日
	飛島村	令和3年8月8日～9月30日
	岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、愛西市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町	令和3年8月21日～9月30日
三重県	桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	令和3年5月9日～7月31日
	四日市市	令和3年5月9日～7月31日
	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町	令和3年8月20日～9月30日
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	令和3年8月8日～9月30日
京都府	京都市	令和3年4月12日～5月31日
	京都市	令和3年6月21日～8月31日
	京都市	令和3年8月2日～9月30日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～5月31日
	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市	令和3年6月21日～9月30日
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	令和3年4月5日～5月31日
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	令和3年4月22日～5月31日
	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町	令和3年6月21日～8月31日
	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、猪名川町、稲美町、播磨町	令和3年8月2日～9月30日
	洲本市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	令和3年8月16日～9月30日
岡山県	岡山市、倉敷市	令和3年8月20日～9月30日
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町	令和3年8月20日～9月30日
香川県	高松市	令和3年8月20日～9月30日(※)
愛媛県	松山市	令和3年4月25日～6月30日
	松山市	令和3年8月20日～9月30日(※)
高知県	高知市	令和3年8月27日～9月30日(※)
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市	令和3年6月21日～8月31日
	北九州市、福岡市、久留米市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村	令和3年8月2日～9月30日
佐賀県	唐津市の一部(浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、呼子町、鎮西町、肥前町の旧町村域を除いた区域。)	令和3年8月27日～9月30日(※)
長崎県	長崎市、佐世保市	令和3年8月27日～9月30日(※)
熊本県	熊本市	令和3年5月16日～7月31日
	熊本市	令和3年8月8日～9月30日(※)
宮崎県	宮崎市、日向市、門川町	令和3年8月27日～9月30日(※)
鹿児島県	鹿児島市、霧島市、姶良市	令和3年8月20日～9月30日(※)
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市	令和3年4月12日～6月30日
	宮古島市	令和3年4月24日～6月30日
	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	令和3年5月1日～6月30日
	石垣市	令和3年5月12日～6月30日

(※)本特例措置は9月末まで実施することとなっていますが、今後、関係省令の改正により令和3年10月1日から令和3年10月31日までの期間においても、引き続き特例措置を実施する予定です。

# 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

## 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

## 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

## 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

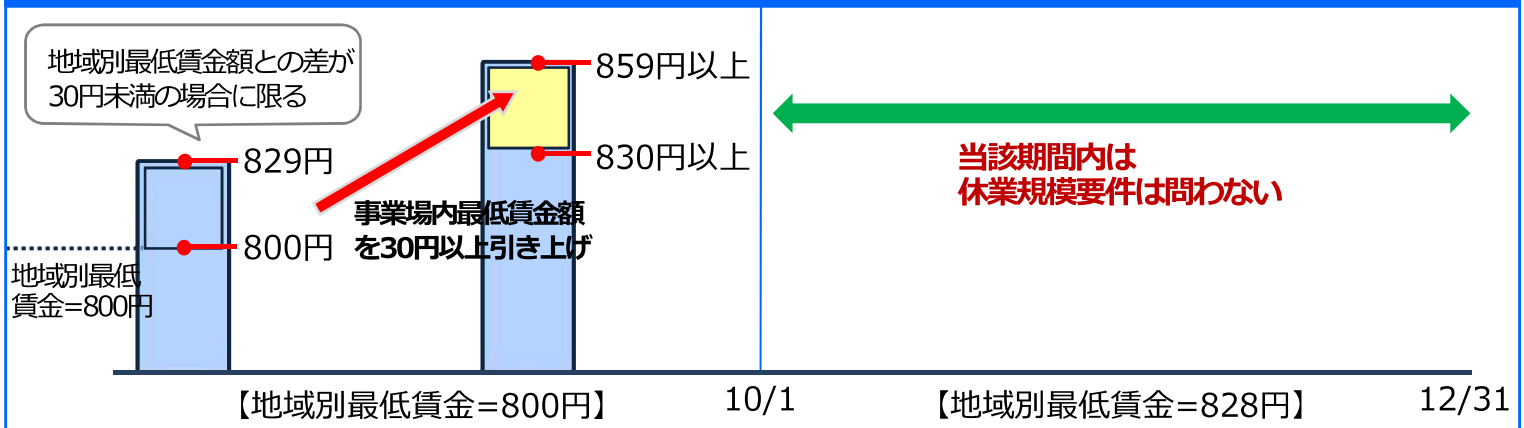


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

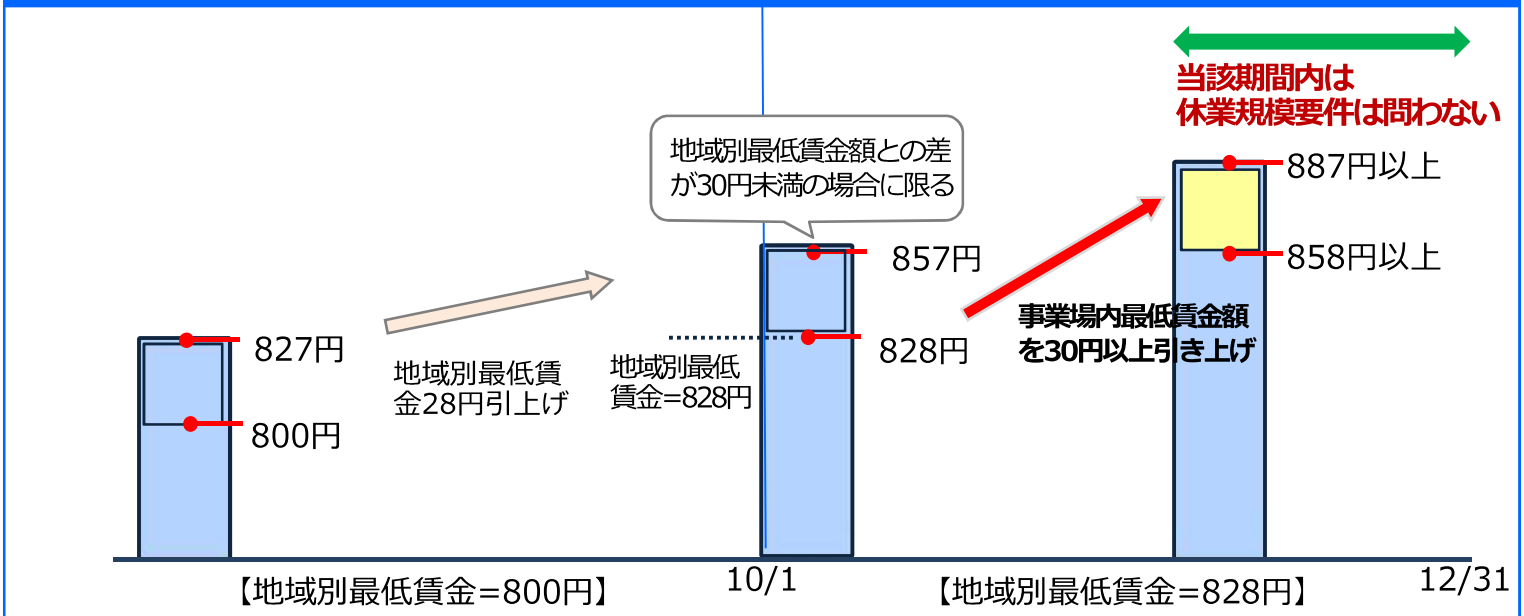
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。  
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

### (ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



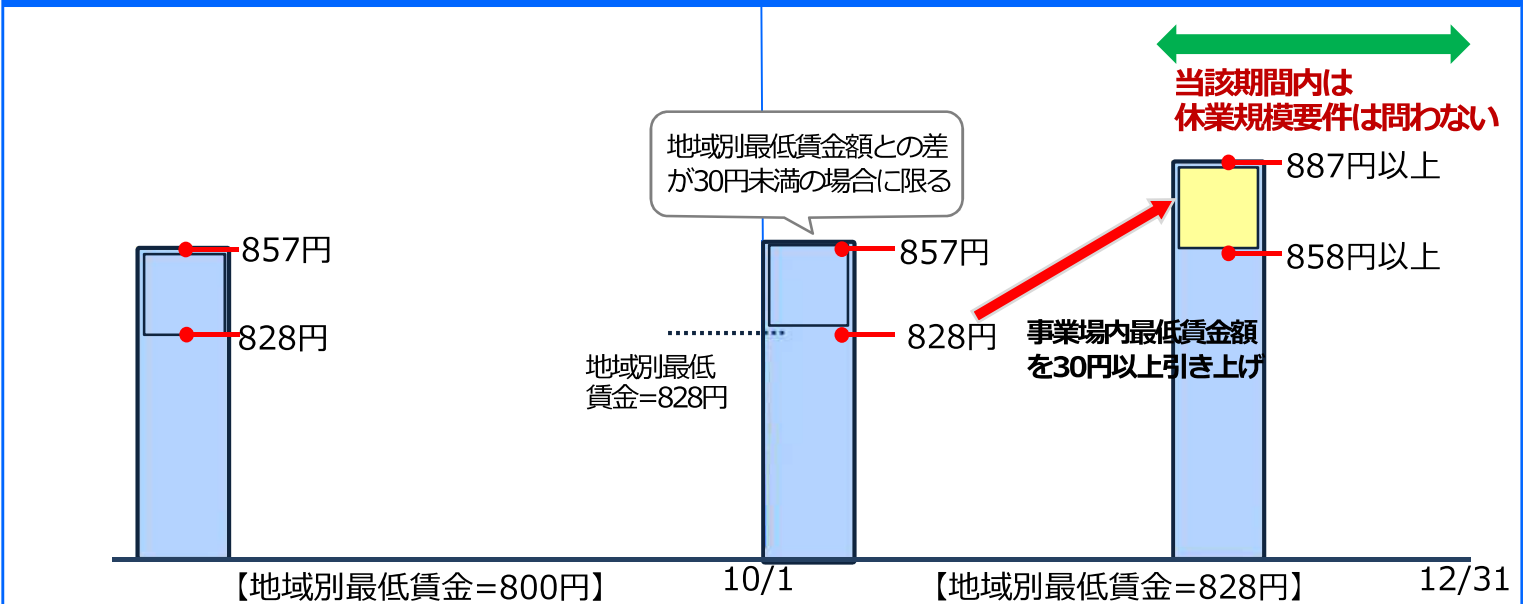
### (ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



### (ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



(事業主の方へ)

## 歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が令和3年9月1日以降の休業から変わります。

### 対象となる事業主

- 給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合、対象となります。  
※該当する場合は、厚生労働省HPで公開している参考様式等を提出する必要があります。

### 変更内容

- 判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業より、助成額算定に用いる休業手当支払率（雇用調整助成金助成額算定書の「（5）休業手当等の支払い率」）を以下により算定する方法に変更します。

【変更前】

休業協定書に定めた基本給を含む手当等の支払い率のうち、最も低い支払率を適用



【変更後】

$$\frac{\text{【当該月の休業手当支払額の総額】}}{\text{【平均賃金額】}(\times 1) \times \text{【月間休業延日数】}(\times 2)}$$

- ※1 雇用調整助成金助成額算定書の「（4）平均賃金額」に記載している額（変更の必要はありません）
- ※2 雇用調整助成金助成額算定書の「（8）月間休業等延日数」の①と②の合計日数（変更の必要はありません）
- 注）雇用調整のための教育訓練を行っている場合、教育訓練に係る賃金について、別途同様の算定を行って下さい

- また、この休業手当支払率は、6カ月経過ごとに見直しを行います。

- ・今回の変更は、助成額が実際に支払われた休業手当額に応じた額になるようにするものです。
- ・また、休業手当額は月ごとに変動する可能性があることから、このような変動をできるだけ助成額に反映させるため、休業手当支払率は6カ月経過ごとに見直しを行います。

### 具体的な算定方法・手続きなど

- 判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業について、雇用調整助成金助成額算定書の「（5）休業手当等の支払い率」は、裏面を参考に、上記の変更内容に基づいて算定した率を当該算定書に記入して下さい。
- この見直し月の翌月以降の申請の際は、上記の算定書の写しを添付して下さい。また、6カ月経過後の見直しがなされた場合は、その見直し後の算定書を添付して下さい。

### 事業主の皆様へ

- 雇用調整助成金は、景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度です。
- また、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置は、雇用を維持する事業主の休業手当等の支払いに係る負担を軽減することにより、労働者の雇用の安定を図るためのものです。
- 事業主の皆様におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、引き続き、雇用の維持と適切な申請を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。



# 雇用調整助成金助成額算定書

## 【計算方法の例】

以下の雇用調整を行った場合

- ①休業：休業手当額7,500円（基本給分80%、歩合給分0%）、全日休業60人日、短時間休業12人日
- ②教育訓練：教育訓練時の賃金9,375円（基本給分100%、歩合給分0%）、教育訓練10人日

様式新特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）（自動計算）(R3.6) (R3.8.1日額改定対応済)

### 雇用調整助成金助成額算定書

判定基礎期間	令和3年9月1日～令和3年9月30日		
(事業所名)	●●商事 (事業所番号) 1234-567890-1		
(1) 賃金総額 利用した書類を記入してください。 ( a.労働保険料確定保険料申告書 )	135,000,000 円		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数	50 人		
(3) 年間の 所定労働日数 (所定労働日数の算出については裏面の3をご確認ください)	253 日		
(4) 平均賃金額 [(1)/ ((2)×(3))]	10,425 円		
(5) 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、 休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の 支払い率	休業		教育訓練
	全日	短時間	89%
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	7,402 円	7,402 円	9,279 円
(7) 1人日当たり助成額単価 (10)×助成率 3/4 (大企業：解雇等なし) ↓ ※助成額単価の上限額については裏面を参照	5,552 円	5,552 円	8,960 円
(8) 月間休業等延日数	① (9号欄から転記) 60	② (9号欄から転記) 12	③ (9号欄から転記) 10

(休業手当支払額の総額)  
540,000円 (7,500円 × 72人日)

$$10,425 \text{円} \times 72 \text{人日}$$

(平均賃金額) (休業延日数)

**71% (休業手当支払率)**

※全日と短時間に同じ率を記入下さい。  
※小数点以下の端数が生じた場合は、  
切り下げて下さい。  
※上限は100%となります。

(教育訓練に係る賃金の総額)  
93,750円 (9,375円 × 10人日)

$$10,425 \text{円} \times 10 \text{人日}$$

(平均賃金額) (教育訓練延日数)

**89% (教育訓練の賃金支払率)**

※小数点以下の端数が生じた場合は、  
切り下げて下さい。  
※上限は100%となります。

## 【その他】

○基準となる判定基礎期間 (※) の休業手当等支払率と比べ、基準となる判定基礎期間の翌判定基礎期間以降に実際に支払った休業手当額等に基づき算定した休業手当等支払率の方が高い場合、当該判定基礎期間については、その休業手当等支払率を適用できますので、申請の際に参考様式をご提出下さい。

(※) 基準となる判定基礎期間とは、参考様式により、①初めて休業手当等支払率の算定を行う判定基礎期間、②休業手当等支払率の算定を行ってから6ヶ月間経過したため、改めて休業手当等支払率の算定を行う判定基礎期間をいいます。

○該当する場合に提出する必要がある参考様式は厚生労働省HPに公開しております。

○なお、従業員が概ね20人以下の事業主におかれては、実際に支払った休業手当等の額により申請できる「小規模事業主用様式」をご利用いただけます。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



## 「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日**

### 対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している  
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （３）労働保険に加入している

### 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

## 具体的には次のような対策が対象となります

### 【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
  - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

### 【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

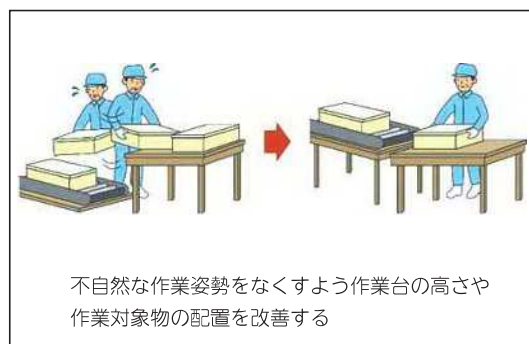
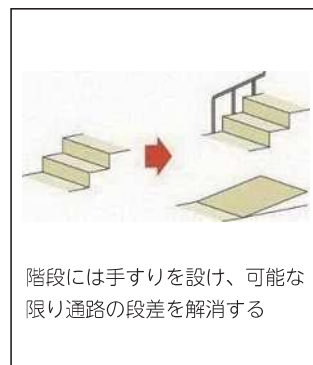
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

### 【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

### 【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします



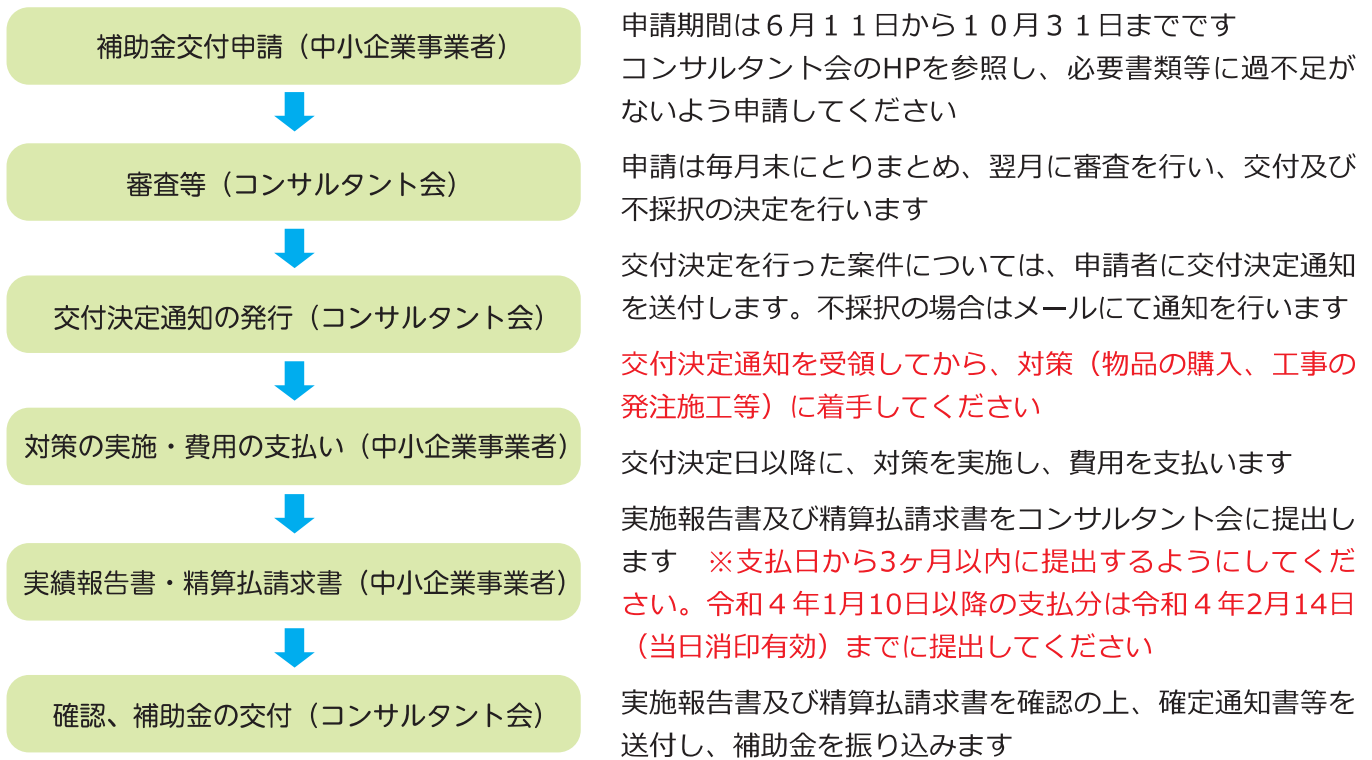
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



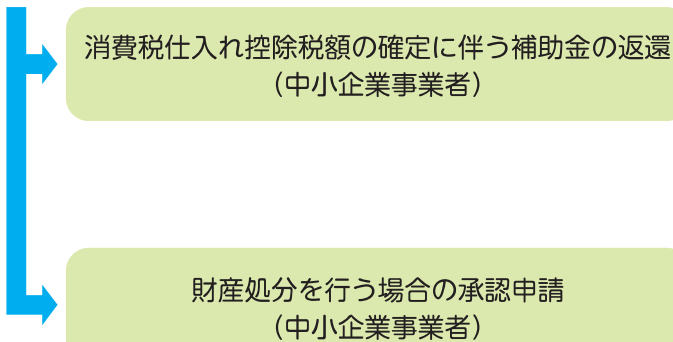
注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



### 必要な時に手続き



この補助金に係る仕入れ控除税額が確定した後、（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式に従って、）コンサルタント会に提出してください  
※次のページにあるエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページでご確認ください。

補助金を受けた機材等のうち50万円以上のものについて、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡、廃棄等をおこなう場合には承認手続きが必要です。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ **交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。** 早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

## 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



### 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

申請関係 または 支払関係

#### 申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508

✉ [af-hojoyojucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojoyojucenter@jashcon.or.jp)

#### 支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

✉ [af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

### 参考情報

#### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



#### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

#### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

##### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

##### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

##### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。

○ 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。